

## 確認書類における作業員名簿の取扱い変更について

経営事項審査では、項番62の技能者の申請がある場合には技能者名簿（様式第5号）を作成し、その確認書類として作業員名簿（[経営事項審査申請の手引（令和3年4月改訂版7頁No.42）](#)）を提出いただいています。このたび、作業員名簿の提出範囲について、取扱いの変更を以下のとおり行います。

### 【変更前】

No.	提出書類	説明
42	建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿の右記（1）～（3）に掲げる事項が記載された部分	技能者名簿を提出する場合、審査基準日時点で稼働している工事現場に関するものを提出すること。 （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）医療保険、厚生年金、雇用保険の加入状況等 ※今後変更の可能性もあるが、その際はホームページ等で告知する。

（経営事項審査申請の手引 令和3年4月改訂版 7頁より）



### 【変更後】

42	建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿の右記（1）～（3）に掲げる事項が記載された部分	技能者名簿を提出する場合、 <u>審査基準日以前3年間のうちのいずれかの工事現場に関するもの</u> を提出すること。 （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）医療保険、厚生年金、雇用保険の加入状況等
----	---	---

〈お問い合わせ先〉

埼玉県県土整備部建設管理課

審査・指導監督担当

電 話：048-830-5183

FAX：048-830-4867